

GoToトラベル「阪神高速周遊パス」利用約款

(通則)

第1条 本約款は、阪神高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が実施するGoToトラベル「阪神高速周遊パス」(以下「本プラン」といいます。)について適用します。

(定義)

第2条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステムにおける無線通信をいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「6会社」といいます。)が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETCシステム利用規程第3条及び第4条に定める、ETC車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。
- 五 給付対象商品 サービス産業消費喚起事業(GoToトラベル事業)旅行会社・OTA等旅行事業者・宿泊事業者向け取扱要領で定める宿泊商品、宿泊を伴う旅行商品及び日帰り旅行商品をいいます。
- 六 宿泊施設等 給付対象商品により利用する宿泊施設等をいいます。
- 七 給付額 給付対象商品の代金の2分の1の金額をいいます。
- 八 割引額 給付額の10分の7の額の金額をいいます。ただし、算定結果の1円未満は切り捨てします。
- 九 地域共通クーポン 給付対象商品又は本プランに付随して配布される土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで利用できる共通クーポンをいいます。
- 十 地域共通クーポン額 給付額の10分の3の金額をいいます。ただし、算定結果の100円の位を四捨五入し、1,000円単位とします。
- 十一 宿泊クーポン番号 旅行者の給付対象商品に対する割引額を識別するための英数字をいいます。

(本規約以外の適用)

第3条 本約款に定める条項のほか、当社と連携して給付対象商品を提供する旅行会社が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

(対象車種)

第4条 本プランの対象車種は、E T C無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により当社が公告する阪神高速道路の車種区分によります。以下同じです。）とします。

（利用期間等）

第5条 本プランの適用期間は、2020年9月18日から2021年2月1日までとし、そのうちお客さまの利用可能な期間は申込時に登録を行う利用開始日の0時から翌日の24時までの2日間とします。ただし、利用日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点から翌日の24時までとし、2月1日に利用を開始する場合は、対象となりません。

2 利用可能期間以外の日に通行した場合は、通常料金（他の割引が適用される場合は当該割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）をお支払いいただきます。

3 各通行に係る通行日の判定は、料金所の通過日時をもって行います。ただし、料金所のない入口を通行する場合は、当該入口の通過日時をもって判定します。

（申込方法等）

第6条 本プランの申し込みには、別紙に定める旅行事業者等が取り扱う宿泊施設等の申し込み又は予約（以下「宿泊予約」という。）が必要となります。

2 本プランの利用開始日から利用終了日までの全ての日が、宿泊施設等の利用開始日から利用終了日までの日と重複している場合に限り、本プランの申し込みが可能となります。なお、申し込みの際には、宿泊クーポン番号、宿泊施設等が所在する都道府県、宿泊施設等の利用開始日及び利用終了日の申し出が必要となり、これらの事項が正しく入力されていない場合、本プランの申し込みは無効となります。

3 本プランへの申し込みは、本約款に定める事項に承諾のうえ、阪神高速周遊パス受付ホームページから利用予定日走行前までに行ってください。ただし、天災地変その他の不可抗力により第5条に定める適用期間内であっても、申し込みを中止する場合があります。

4 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、申込時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況に関わらず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

5 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「阪神高速周遊パス受付事務局」（以下「事務局」といいます。）へご確認ください。

6 当社とお客さまとの売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

7 第15条第1項及び第2項に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。既に申込確認書を印刷した場合は、本申込確認書を破棄ください。

8 当社が実施する他の企画割引と利用可能期間が同一日の申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第15条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、お客さまが意図しない企画割引が適用される場合や全く適用さ

れない場合があります。その場合、当社は払戻等を一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、申込時に登録したE T Cカードが阪神高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するE T Cコーポレートカードでは本プランに申し込みいただけません。

(受付内容の変更)

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第15条第1項に定める解約可能期間内に本プランを解約したうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

(利用)

第8条 本プランの対象となる通行は、本プランの利用可能期間内（申し込みされた利用日又は利用日と申込日が同日の場合は申込受付を完了した時点以降の利用日）において、阪神高速道路（下表1に掲げる区間を除きます。以下同じです。）を通行するものとなります。

表1

路線	区間
兵庫県道高速北神戸線（7号北神戸線）	神戸市西区伊川谷町潤和と同町井吹の間（伊川谷ジャンクションと永井谷ジャンクションの間） ※当該区間のみを通行される場合に限ります。
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町と同区下畑町の間（垂水ジャンクションと名谷ジャンクションの間）

(本プランの開始及び終了)

第9条 本プランは、阪神高速道路に流入（料金所の通過又は料金所のない入口を通行する場合は、当該入口を通過することをいいます。以下同じ。）したことをもって利用を開始したものとし、第5条第2項に規定する利用可能期間の最後に流入した時点をもって利用を終了したものといたします。

(本プランの利用方法)

第10条 本プランの対象となる通行を行う場合は、申込時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 本プランにより阪神高速道路を通行する場合は、申込時に登録した車種に属する車両により、入口、出口及び料金所においては、申込時に登録したE T CカードをE T C車載器等に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行してください。利用

証明書を受領するために料金所を通行する場合は、次項に定める方法により通行してください。登録したE T Cカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

- 3 料金所のE T Cレーンが点検等により利用できない場合には、一般レーンの料金所係員に申込時に登録されたE T Cカードをお渡してください。なお、一般レーンに自動収受機が設置されている場合は、音声、画面表示の案内に従って、当該E T Cカードを指定の箇所に挿入してください。

(料金及び請求)

第11条 本プランの料金は表2に定めるとおりです。

表2

登録車種 \ 料金	「阪神高速周遊パス」 料金	お支払い実額
軽自動車等	2,700円	1,755円
普通車	3,200円	2,080円

- 2 当社は、申込者が宿泊予約を経て、本プランへ申し込んだことを確認した場合、給付対象商品とみなし、本プランの料金として、表2に定めるお支払い実額を請求します。
- 3 前項に定める料金の請求後、宿泊施設等の利用が確認できない場合又は本プランの利用日付が宿泊施設等の利用期間内と合致しない場合は、給付対象商品によらない走行とみなし、表2に記載の本プランの「阪神高速周遊パス」料金を適用するものとし、別表2に定めるお支払い実額との差額を請求します。
- 4 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して本プランの料金を一括して請求します。本プランの対象となる通行であっても、通行時におけるE T C車載器等の料金表示、音声案内及び「E T C利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となります。
- 5 本プランの請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、本プランの対象となる各通行の走行明細は記載されず、本プランの料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された本プランの対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、代わりに本プランの料金の明細が表示されます。
- 6 E T Cパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託されたデポジットの80%相当額を上回りますと、利用停止となる場合があります。
本プランの対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用

された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

- 7 本プランの料金は、阪神高速道路を通行された後、E T Cカードのクレジットカード会社又はE T Cカード事務局より引き落としいたします。ただし、E T Cマイレージサービスの還元額が計上されているときは、還元額から料金が引き落とされます。なお、引き落としについては、E T Cマイレージサービス、E T Cカードのクレジットカード会社又はE T Cカード事務局の順に優先して引き落とされます。また、当社の事務処理上の都合により、請求が翌月以降に遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（他の割引等との適用関係）

第12条 本プランは、他の割引等を重複して適用されません。

（本プランの適用対象外及び無効）

第13条 各通行が次の各号の一に該当するときは本プランの適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

- 一 申込時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。
- 二 申込時に登録した車種以外の車種で利用したとき。
- 三 申し込みされた利用可能期間以外の日に通行したとき。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本プラン利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、阪神高速道路株式会社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。

- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。
- 二 申込時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき。
- 三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランの申し込みが次の各号の全てを満たさない場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること。
- 二 本プラン適用に必要な全ての登録事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

（地域共通クーポンの取扱い）

第14条 本プランの申込者は、次の各号の一に該当する場合、宿泊施設等において地域共通クーポンの発行を受けることができます。なお、地域共通クーポンの発行を受けていない場合であっても、第11条第2項及び第3項は適用されるものとします。

- 一 給付対象商品又は本プランにかかる地域共通クーポンの発行枚数を証した書面又は第6条第4項の申込確認書メールに、阪神高速道路のパーキングエリアに設置する記念スタンプを押印し、当該書面を宿泊施設等で提示した場合
 - 二 阪神高速道路の利用証明書（領収書）を宿泊施設等で提示した場合
 - 三 その他本プランの利用が明白に認められる場合
- 2 地域共通クーポンの発券後、以下のいずれかに該当する場合は、地域共通クーポンを回収します。また、すでに地域共通クーポンを使用していることが判明した場合は、その料金を請求します。
- 一 本プランを利用せずに、地域共通クーポンの発券を受けたことが判明した場合
 - 二 虚偽の申請により、地域共通クーポンの発券を受けたことが判明した場合
 - 三 第15条に規定する解約を行った場合
- 3 当社は、その理由に関わらず、発行された地域共通クーポンの換金及び返金等を行いません。

（解約等）

- 第15条 本プランの申込者は、利用可能期間の開始日前日までに、阪神高速周遊パス受付ホームページにおいて解約することができます。利用日当日の解約は、申込日又は理由の如何にかかわらず受け付けません。
- 2 前項による解約が行われない場合であっても、利用可能期間中に阪神高速道路の通行がなかった場合（第13条第2項及び第3項により無効となった場合を含みます。）は申込時に遡って解約されたものとし、本プランの料金は請求しません。
- 3 第1項に基づく解約を行わず阪神高速道路を登録済みのETCカードで通行した場合、第11条「表2」に定める「阪神高速周遊パス料金」を全額請求し、払戻し又は一部返金を行いません。
- 4 第6条で予約した宿泊施設等の解約を行った場合は、本プランも解約してください。本プランを解約せず阪神高速道路を利用した場合、お客さまが意図しない請求となる場合があります。その場合、当社は請求の中止や払戻等を行いません。
- 5 本プランの受付が完了した場合であっても、天災地変その他の不可抗力が生じ、当社が本プランの提供が困難又は社会情勢にそぐわないと判断した場合は、本プランの利用を停止する必要があることを申込者はあらかじめ承諾するものとします。

（アンケートの実施）

- 第16条 当社は、本プラン等について、申込者に対してアンケートを実施することがあります。

（個人情報の保護）

- 第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める「阪神高速道路株式会社の個人情報の保護について」に従って適切に取扱います。
- 2 当社は、第14条に定める地域共通クーポンを本プランの申込者に提供するため、当社と連携して給付対象商品を提供する旅行事業者等に対し、必要な範囲内で、本プ

ランの申込者の宿泊クーポン番号、周遊パスの予約番号、周遊パスの名称、周遊パスの定価代金、周遊パスの利用開始日、周遊パスの利用終了日を提供いたします。また、第11条第2項に定める料金を判定するため、当社と連携して給付対象商品を提供する法人から、必要な範囲内で宿泊施設等の予約又は申し込みに関する情報を受領します。

3 本プランの申込者の個人情報、個人を特定できない形式に加工した統計データ作成の他、高速道路事業等における商品・サービス・各種イベント・キャンペーン等の案内及び各種情報提供、アンケートの発送等のために利用することがあります。

4 当社は、原則として本人の承諾なく、上記の目的以外に個人情報を利用しません。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

(免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。

四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

六 当社が本プランの提供が困難又は社会情勢にそぐわないと判断し、本プランの利用を停止したとき。

(準拠法及び裁判管轄)

第19条 本約款は日本国の法令に従って解釈されるものとします。

2 本約款に関する訴えについては、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第20条 当社は、本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を阪神高速周遊パス受付ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

附則 本約款は2020年9月11日から施行します。

別紙

株式会社ピアトゥー